

令和3年3月19日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菔 敏

ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について

今般、厚生労働省より、ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）において現時点で施設類型情報を変更できる場合について下記の通り整理がなされ、各都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

なお、本事務連絡に基づく運用は、医療従事者等向け優先接種は第3弾配送（4月12日の週）から、高齢者向け優先接種は4月26日の週の配送からの適用を予定し、具体的な変更手続きは4月5日から開始予定としています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

<施設類型情報を変更できる場合>

- 1) 基本型接種施設から連携型/サテライト型接種施設への変更
 - ・ 基本型接種施設として登録されていた間に、一度もワクチンの配分を受けていない場合
 - ・ 配分されたワクチンの在庫がない場合
- 2) 連携型/サテライト型接種施設から基本型接種施設への変更
 - ・ 連携型接種施設として登録後、一度も基本型接種施設からワクチンの配分を受けていない場合
 - ・ 配分されたワクチンの在庫がない場合
- 3) 連携型/サテライト型接種施設の分配元となる基本型接種施設の変更
すでに基本型接種施設から移送されたワクチンを全て使い切り、在庫がない場合
※4月5日以降は、提携する基本型接種施設をV-SYS上で設定することを不要とし、ワクチンの移送を受ける都度、V-SYS上で配分元の基本型接種施設を入力することとする予定

(別 添)

- 令和3年3月15日付「ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について」（厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）
- 令和3年3月17日付「ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について（予告）」（厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）

事務連絡
令和3年3月17日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について（予告）

ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）における基本型接種施設及び連携型接種施設/サテライト型接種施設の施設類型情報の変更については、「ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について」（令和3年3月15日付け事務連絡）において、変更できる場合をお示したところですが、今般、施設類型情報を変更できる場合を拡大することとしました。

については、本事務連絡の内容を基本型接種施設及び連携型接種施設/サテライト型接種施設並びに管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡に基づく運用は医療従事者等向け優先接種については、4月12日の週に配送される第3弾から、高齢者向け優先接種については、4月26日の週の配送からの適用を予定しており、具体的な変更手続は4月5日（月）からの開始を予定しています。それまでの間は、従前どおりの運用となりますので、ご留意願います。

記

1 施設類型情報の変更

(1) 施設類型情報を変更できる場合

- ① 基本型接種施設から連携型接種施設/サテライト型接種施設へ変更ができる場合
 - ア 基本型接種施設として登録されていた間に、一度もワクチンの配分を受けていない場合
 - イ 配分されたワクチンの在庫がない場合
- ② 連携型接種施設/サテライト型接種施設から基本型接種施設へ変更ができる場合

ア 連携型接種施設/サテライト型接種施設として登録されていた間に、一度もワクチンの配分を受けていない場合

イ 配分されたワクチンの在庫がない場合

(2) 変更手続

変更を希望する医療機関は、V－SYS上で、「基本型接種施設」又は「連携型接種施設/サテライト型接種施設」の設定を変更した上で、市町村への変更申請を行う。

変更申請を受けた市町村は、上記1の条件に適合していること及び当該変更に伴い地域のワクチン接種計画の実施に支障を来さないことを確認の上、V－SYS上で承認を行う。

2 連携型接種施設/サテライト型接種施設によるワクチン配分元の基本型接種施設の変更について

3月15日付け事務連絡に記載のとおり、既に基本型接種施設から移送されたワクチンを全て使い切り、在庫がない場合は、移送元の基本型接種施設を別の基本型接種施設に変更することができる。

具体的な手続については、本事務連絡に基づく運用の開始（4月5日）以降は、各連携型接種施設/サテライト型接種施設は、その提携する基本型接種施設をV－SYS上で設定することを不要とする一方で、各連携型接種施設/サテライト型接種施設は、ワクチンの移送を受ける都度、V－SYS上で、配分元の基本型接種施設を入力することとする予定である。

事 務 連 絡
令和3年3月15日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について

ファイザー社ワクチンを用いて接種を実施する施設については、ワクチン接種円滑化システムにおいて基本型接種施設又は連携型接種施設/サテライト型接種施設として登録いただいているところです。今般、現時点で施設類型情報を変更できる場合を下記のとおり整理しましたので、本事務連絡の内容について、医療従事者等への接種を実施する基本型接種施設及び連携型接種施設/サテライト型接種施設並びに管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願いいたします。

記

1 施設類型情報を変更できる場合

- (1) 基本型接種施設から連携型接種施設/サテライト型接種施設への変更
基本型接種施設として登録したものの、一度もワクチンの配分を受けていない場合は、連携型接種施設/サテライト型接種施設への変更が可能
- (2) 連携型接種施設/サテライト型接種施設から基本型接種施設への変更
連携型接種施設として登録したものの、一度も基本型接種施設からワクチンの配分を受けていない場合、基本型接種施設への変更が可能
- (3) 連携型接種施設/サテライト型接種施設の分配元となる基本型接種施設の変更
既に基本型接種施設から移送されたワクチンを全て使い切り、在庫がない場合、移送元の基本型接種施設を別の基本型接種施設に変更することが可能

2 変更手続

(1) 変更を希望する接種施設を管轄する都道府県は、上記の条件を確認の上、医療従事者向け優先接種に係るワクチン配送先を厚生労働省に登録する際、登録様式に所要の事項を記入すること。

変更を希望する場合、V-SYS内での類型変更手続は国側で行うが、連携型接種施設/サテライト型接種施設の提携先となる基本型接種施設の設定については、V-SYS上で連携型接種施設/サテライト型接種施設側から手続を行うこと。

(2) 当面の間、V-SYS上で、施設側から類型変更はできない。また、上記(1)のタイミング以外での類型変更はできない。

(3) 医療従事者等への接種のためのワクチン配分や移送を受けた施設が、今後、高齢者向け優先接種に向けて類型の変更を希望する場合には、現時点では類型の変更はできないが、今後、可能となる際には、変更方法をお知らせする。